

2019年8月5日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

グループホームに関する要望書

きょうされん
理事長 斎藤 なを子

昨年度の障害者サービスの報酬改定で、共同生活援助（グループホーム）は軽度の人を中心に報酬減となりました。そのため、運営は厳しくなり、障害のある人の地域での生活の保障に大きな影響を与えています。

グループホームの暮らしを希望するすべての障害者に、安心して充実した地域生活を保障することはグループホームの大切な理念です。その為に、正規職員の配置や、同性介護の保障、深夜や休日も含めて支援する職員の安定的な確保ができるよう、基本報酬の大幅な増額を行なうと共に、生活の場は利用者にとって安定的に確保されるべきものであることから、事業運営報酬は原則月払いで支給することが必要です。

また、現在のグループホームの基本報酬は、夜から朝までの生活を支援するための仕組みであり、余暇支援や社会参加の支援など、休日のグループホームでの日中支援に対して新たな報酬をつくる必要があります。

昨年度に制度化された「日中サービス支援型」グループホームも、残念ながら重度化・高齢化に対応できるものではなく、大きく改善が必要です。

障害者権利条約を批准した国にふさわしい「他の者との平等の暮らし」を保障できる生活の場となるよう、グループホームの更なる充実を求めて、以下の点について要望します。

1、障害の重い人たちも安心して暮らせるようにするために

- ① 重度障害者支援加算の対象枠を広げ、区分4以上で行動関連項目10点以上の人を対象としてください。また外部サービス利用型や介護サービス包括型における外部ヘルパー利用の場合も重度障害者支援加算を認めてください。
- ② 医療的ケアの必要な人や健康に配慮の必要な人がグループホームを安心して利用できるよう、医療連携加算の報酬を増額し、使いやすい仕組みとしてください。

- 2、グループホームの利用者の重度化高齢化が進む中、病気の時の通院、入院に際して必要な支援が保障できるようにしてください。具体的には
 - ① 居宅介護を利用した入居者の通院介助については「月2回が限度」ではなく、支援計画に基づいて必要な通院回数と時間としてください。
 - ② 上記の通院介助は、慢性疾患の定期通院のみになっているので、グループホームの職員が対応する緊急の通院に対して仮称「通院等緊急対応時加算」を新たに創設してください。
 - ③ 利用者が入院しても、グループホームの職員配置を減らすことはできず運営に支障をきたしています。入院時支援加算の報酬を増額してください。

- 3、障害の重い人や介護度の高い人の支援では、ヘルパー支援は継続的に必要であり、平成33年3月まで経過措置が延長された、介護サービス包括型におけるホームヘルパー利用特例を恒久的なものにしてください。

- 4、夜間支援体制の充実を行ってください。
 - ① 夜間支援職員の休憩時間を確保できる職員配置とするために、夜間支援体制加算を改善してください。
 - ② 夜間、マンツーマンでの支援の必要な人への報酬のしくみを新たにをつくってください。

- 5、サテライト型グループホームの利用について、必要な人については長期にわたり利用できるよう年限の制限をなくしてください。

- 6、自立生活援助事業について、必要とする人が続けて利用できるよう年限の制限をなくしてください。

- 7、グループホームへの利用希望者は増々増加しており、早急に多くの開設が必要です。グループホームの施設整備補助金については、より多くの事業所へ国庫補助ができるようにすると共に、現状の建設費補助額を実態に即して大幅に増額してください。